



大阪労働局発表  
平成27年4月23日

担 当	大阪労働局需給調整事業部 電話 06-4790-6319 (代表番号) F A X 06-4790-6309
--------	--

ベトナム人労働者を求人者に労働者供給していた事業者を行政処分  
～有料職業紹介事業者に対する有料職業紹介事業停止命令及び業務改善命令について～

大阪労働局（局長：中沖 剛）は、下記のとおり、職業安定法に基づき有料職業紹介事業を営む事業主に対して、本日、下記のとおり、有料職業紹介事業停止及び業務改善を命じた。

### 記

#### 第1 被処分事業者

名 称	株式会社大阪グローバル
代表者の職氏名	代表取締役 阪口 文章
所 在 地	大阪府和泉市久井町 397 番地
届出に関する事項	許 可 番 号 27-ユ-300770 許可年月日 平成 20 年 2 月 1 日

#### 第2 処分内容

- 1 職業安定法第32条の9第2項に基づく有料職業紹介事業停止命令  
(有料職業紹介事業停止命令の内容は第4のとおり)
- 2 職業安定法第48条の3に基づく有料職業紹介業務改善命令  
(有料職業紹介業務改善命令の内容は第5のとおり)

#### 第3 処分理由

株式会社大阪グローバルは、大阪府和泉市久井町 397 番地に本店を置く有料職業紹介事業者（27-ユ-300770）であり、主にベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム国」という。）の労働者に対し、有料の職業紹介を行う事

業者であるが、

株式会社大阪グローバルは、ベトナム国の第三者に依頼し、平成 23 年 5 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間、少なくとも 27 人のベトナム国の労働者に対し、その第三者に、ベトナム国において当該労働者から保証金を預からせ、求人者との 5 年間の雇用期間の満了を条件に保証金を返金する旨の誓約書及び保証誓約書にサインさせ、当該保証金の処分を株式会社大阪グローバルが行えると当該労働者に思わせることで支配力（影響力）を行使し、求人者に対し、1 か月から 3 年間にわたり当該労働者の供給を行い、

もって労働者供給事業を行ったものである。この行為は、職業安定法第 44 条に違反するものである。

#### 第 4 有料職業紹介事業停止命令の内容

平成 27 年 4 月 24 日から平成 27 年 6 月 23 日までの間、有料職業紹介事業を停止すること。

#### 第 5 有料職業紹介業務改善命令の内容

有料職業紹介業務の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該業務運営の改善を行うこと。

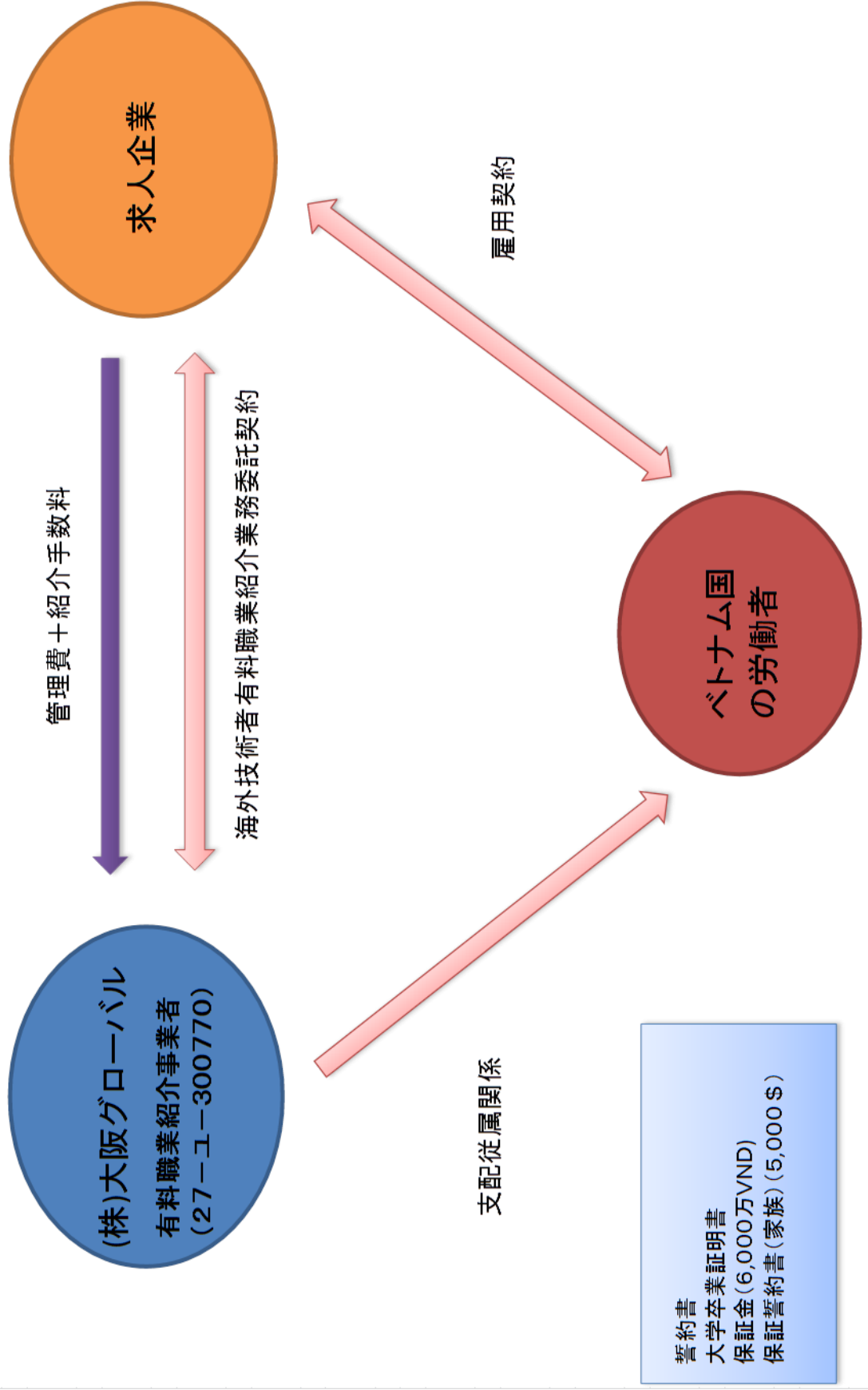
- (1) 当該処分の理由に係る原因の究明
- (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
- (3) 職業安定法その他労働に関する法律の遵守に係る責任体制の明確化
- (4) 役職員の職業安定法その他労働に関する法律の理解及び遵守の徹底

なお、前記(3)及び(4)の法律の遵守の徹底に当たり、職業紹介業務が職業安定法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、速やかに是正すること。特に本件処分の原因となったものについては、労働者の雇用の安定を図る為の措置を講じた上で速やかに是正すること。

また、総点検に当たっては、特に職業安定法第 44 条について、重点的に点検すること。

- (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備

# 労働者供給事業の概要



## 参 考

### 職業紹介

職業紹介とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。職業紹介は、有料職業紹介と無料職業紹介に分けられる。

### 有料職業紹介と無料職業紹介

#### 「有料の職業紹介」

- 無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

#### 「無料の職業紹介」

- 職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

### 労働者供給

労働者供給とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まない。

### 労働者派遣

労働者派遣とは、自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。

## 職業安定法 (抄)

### (定義)

#### 第4条

##### 第1項

この法律において「職業紹介」とは、求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者との間における雇用関係の成立をあっせんすることをいう。

##### 第2項

この法律において「無料の職業紹介」とは、職業紹介に関し、いかなる名義でも、その手数料又は報酬を受けないで行う職業紹介をいう。

**第3項**

この法律において「有料の職業紹介」とは、無料の職業紹介以外の職業紹介をいう。

**第6項**

この法律において「労働者供給」とは、供給契約に基づいて労働者を他人の指揮命令を受けて労働に従事させることをいい、労働者派遣法第2条第1号に規定する労働者派遣に該当するものを含まない。

(有料職業紹介事業の許可)

**第30条**

**第1項**

有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

**第32条の9**

**第1項**

厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第30条第1項の許可を取り消すことができる。

**第1号** (略)

**第2号** この法律若しくは労働者派遣法（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

**第3号** 第32条の5第1項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

**第2項**

厚生労働大臣は、有料職業紹介事業者が前項第2号又は第3号に該当するときは、期間を定めて当該有料の職業紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(無料職業紹介事業)

**第33条**

**第1項**

無料の職業紹介事業（職業安定機関の行うものを除く。以下同じ。）を行おうとする者は、次条から第33条の4までの規定により行う場合を除き、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

(労働者供給事業の禁止)

第 44 条

何人も、次条に規定する場合を除くほか、労働者供給事業を行い、又はその労働者供給事業を行う者から供給される労働者を自らの指揮命令の下に労働させてはならない。

(労働者供給事業の許可)

第 45 条

労働組合等が、厚生労働大臣の許可を受けた場合は、無料の労働者供給事業を行うことができる。

(改善命令)

第 48 条の 3

厚生労働大臣は、職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者又は労働者供給事業者が、その業務に関しこの法律の規定又はこれに基づく命令の規定に違反した場合において、当該業務の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、これらの者に対し、当該業務の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第 60 条

この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令の定めるところによって、職業安定主管局長又は都道府県労働局長に委任することができる。

○ 職業安定法施行規則

第 37 条第 1 項

法に定める厚生労働大臣の権限のうち、次の各号に掲げる権限は、当該各号に定める都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第 3 号 第 32 条の 9 第 2 項 (法第 33 条第 4 項、法第 33 条の 3 第 2 項 及び法第 33 条の 4 第 2 項 において準用する場合を含む。) の規定による職業紹介事業の全部又は一部の停止に関する権限 当該職業紹介事業を行う者の主たる事務所及び当該職業紹介事業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

第8号 法第48条の3の規定による命令に関する権限  
管轄都道府県労働局長

第1号、第2号、第4号、第5号、第6号、第7号、第  
9号 (略)

第2項、第3項 (略)

#### 第64条

次の各号のいずれかに該当する者は、これを1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第9号 第44条の規定に違反した者  
(第1～8号、略)

#### 第67条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第63条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働者派遣法 (抄)

(定義)

#### 第2条第1号

労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まない。